

1 計画策定の目的

瀬戸市景観計画は、豊かな自然に恵まれた歴史あるやきもののみちとしての特色を活かし、市民・事業者・行政の協働により、魅力的な景観の形成に取り組んでいくため、景観法（平成16年法律第110号）に基づいて策定しました。

3 景観形成方針

目標景観像

豊かな自然と
やきもの
魅力を活かしたまち

景観形成の基本目標

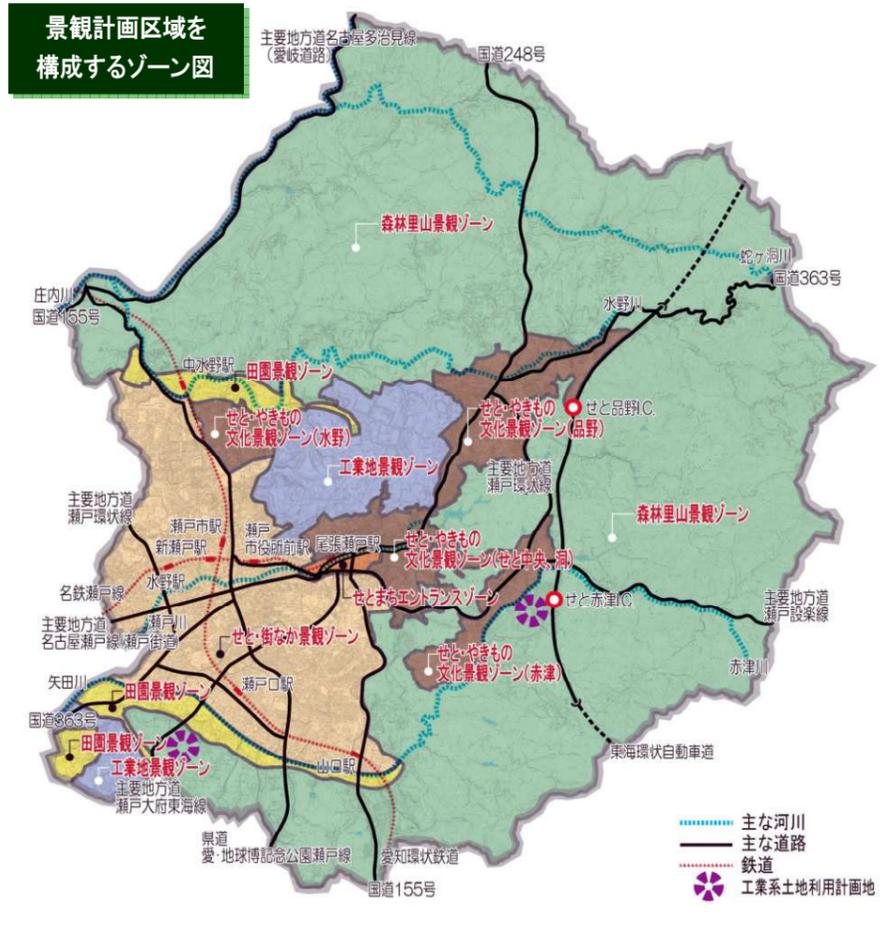
河川を軸とした 潤いのある景観づくり

やきもの伝統とシンボルを活かした にぎわいのある景観づくり

森林や里山、田園などと調和した 緑豊かで美しい景観づくり

ゾーン別の景観形成方針

エントランスゾーン せとまち	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する 「やきもののみち“せと”」の玄関口として賑わいと活気のある市街地景観を形成する 周辺の山並みが見渡せるよう開放感と奥行きのある眺望景観に配慮する
景観ゾーン せと街なか	<ul style="list-style-type: none"> 河川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する 市街地と斜面緑地が一体となった連続性のある眺望景観を保全する 緑地の保全や民有地の緑化などにより緑の多い市街地景観を創出する 「やきもののみち“せと”」の特性を活かした沿道景観を形成する 賑わいのある駅前景観を形成する
せとやきもの文化景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 「やきもののみち“せと”」の歴史を物語る景観資源を保全・活用する 周辺の景観と調和した市街地景観を維持・創出する
洞	窯垣や登り窯など、やきもの文化の伝統を伝えるゾーンとして、歩いて楽しめる市街地景観を維持・創出する
赤津	赤津焼の産地として培われてきた「やきもののみち“せと”」の風情と田園景観が調和した市街地景観を維持・創出する
水野	水野川を中心とした自然や田園景観の中に「やきもののみち“せと”」の風情が感じられる市街地景観を維持・創出する
品野	磁器の産地としても栄えた品野にみられる「やきもののみち“せと”」の風情と周辺の自然景観が調和した市街地景観を維持・創出する
田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いに広がる美しい田園景観を保全する 落ち着いたきのある美しい田園集落景観を形成する
森林里山景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 美しい里山や森林、自然豊かな河川景観を保全する 地域の歴史的資源を活用し、自然景観と調和した趣のある景観を形成する 周囲の自然景観と調和した緑を復元する 緑の輪郭線としての山並み景観を保全する 工業系土地利用においては、敷地内緑化や自然景観との調和を図る
景観ゾーン 工業地	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した工業地景観を創出する 敷地内緑化などにより緑豊かな潤いのある工業地景観を形成する 採掘により失われた緑は、土地利用に応じて緑化を促進する



2 景観計画区域

景観法に基づく景観計画の区域は、**市全域**としました。

4 ゾーン別の景観形成基準及び届出対象行為

せ：せとまちエントランスゾーン
文：せと・やきもの文化景観ゾーン
森：森林里山景観ゾーン
街：せと・街なか景観ゾーン
田：田園景観ゾーン
工：工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
建築物	高さ	●	●	●	●	●	●
	配置	●	●	●	●	●	●
	色彩	●	●	●	●	●	●
建築物	形状・外観・素材	●	●	●	●	●	●
	建築設備	●	●	●	●	●	●
	外構・緑化	●	●	●	●	●	●
	駐車場維持管理	●	●	●	●	●	●
	擁壁	●	●	●	●	●	●
	その他	●	●	●	●	●	●
開発行為	形態	●	●	●	●	●	●
	緑化	●	●	●	●	●	●
土石の採取等※1	周囲への配慮	●	●	●	●	●	●
	緑化	●	●	●	●	●	●
屋外広告物	色彩	●	●	●	●	●	●
	形態	●	●	●	●	●	●

項目	届出対象行為		項目	届出対象行為
	ア 建築物のすべてが工業地域又は工業専用地域にある場合	イ 左記以外の場合		
建築物 (棟単位)	新築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さが12mを超えるもの ②建築面積が1,000㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さが12mを超えるもの ②建築面積が500㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 行為に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
	増築	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さを変更する場合、増築後の高さが12mを超えるもの ②増築部分の建築面積が1,000㎡を超えるもの ③増築後の建築面積が1,000㎡を超え、かつ、増築部分の建築面積が、増築後の建築面積の1/3を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さを変更する場合、増築後の高さが12mを超えるもの ②増築部分の建築面積が500㎡を超えるもの ③増築後の建築面積が500㎡を超え、かつ、増築部分の建築面積が、増築後の建築面積の1/3を超えるもの 	
	修繕・模様替等※2	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さが12mを超え、かつ、見付面積全体の1/3を超えて変更するもの ②建築面積が1,000㎡を超え、かつ、見付面積全体の1/3を超えて変更するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①高さが12mを超え、かつ、見付面積全体の1/3を超えて変更するもの ②建築面積が500㎡を超え、かつ、見付面積全体の1/3を超えて変更するもの 	
工作物	新設、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> 下記の①～③のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①擁壁 <ul style="list-style-type: none"> □高さが5mを超えるもの □高さが15mを超えるもの ②電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの <ul style="list-style-type: none"> □建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが15mを超えるもの ③上記以外の工作物 <ul style="list-style-type: none"> □高さが12mを超えるもの □建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが12mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> □高さが5mを超えるもの □高さが15mを超えるもの □建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが15mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 行為に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
	増築	<ul style="list-style-type: none"> 増築後の工作物が、上記の①～③に規定する各工作物の数値基準のいずれかを超過、かつ、増築部分の見付面積全体が増築後の見付面積全体の1/3を超えて増築するもの 	<ul style="list-style-type: none"> □高さが12mを超えるもの □建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが12mを超えるもの 	
	修繕・模様替等※2	<ul style="list-style-type: none"> 上記の①～③に規定する各工作物の数値基準のいずれかを超過、かつ、既設工作物の見付面積全体の1/3を超えて変更するもの 	<ul style="list-style-type: none"> □高さが12mを超えるもの □建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが12mを超えるもの 	

※1 土石の採取等
→土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

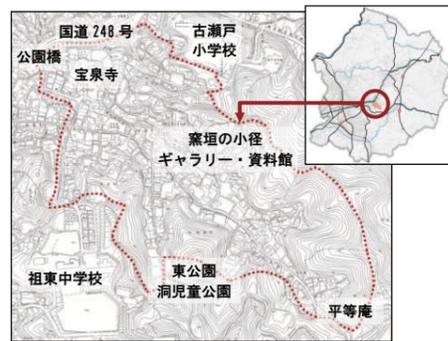
※2 修繕・模様替等
→外観変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更

※3 上表の屋外広告物届出対象行為の内、愛知県屋外広告物条例の規定により許可を要しないものについては、届出対象行為から除外する。

5 景観重点地区（洞地区）

目標景観像

やきものづくりの
伝統と文化が薫る
美しく誇り高い洞地区



概要版

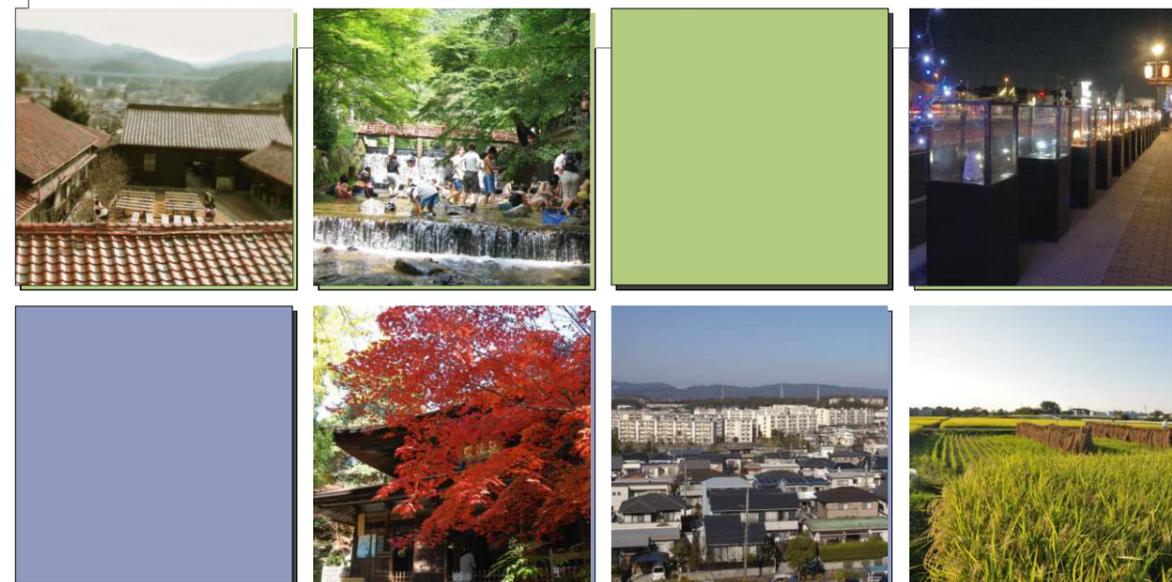
景観形成基準及び届出対象行為

項目	すべての人が取り組む基準 (景観法等に基づく基準)		積極的に取り組む際の推奨基準	
	住宅・商業店舗	工場・事務所	住宅・商業店舗	工場・事務所
建築物	高さ	■2階以下が望ましく、隣り合う建物の高さと調和を図るものとする。	■2階以下を基本とする。	■同左
	構造	■規模、形態を周囲の景観に調和したものとし、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	■木造を基本とし、歴史的な趣を損なわないものとする。	■歴史的な趣を損なわないものとする。
	形態	■傾斜屋根を基本とし、周囲の建物との調和を図るものとする。	■切妻屋根を基本（妻入り、平入りの形式を問わない）とし、4～5寸勾配を標準とする。	■傾斜屋根を基本とし、周囲の建物との調和を図るものとする。
	材料と色調	■周囲の建物との調和を図るものとする。	■黒色や銀灰色の日本瓦葺きとする。	■外壁等外観の他の色彩とのバランスに配慮し、黒色や灰色又は茶色等の濃暗色を用いる。
	外壁	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	■木又は木目調の建材を用いた仕上げとする。 ■土壁又は漆喰塗りの仕上げとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■屋根等外観の他の色彩とのバランスに配慮し、材質の特徴を活かし、落ち着きのあるものとする。 ■やきものを用いたデザインとする。
	玄関周り・出入り口	■同上	■玄関ポーチやアプローチ等の床材は、やきものを用いたデザインを基本とする。	■同左
工作物	建築設備	■道路などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物本体との調和を図る。	■道路などの公共空間から直接見えないように配慮する。 ■公共空間から見える場合は、木又は木目調の建材もしくはやきものを用いた目隠板（壁や格子）等の囲いを設けて建物本体との調和を図る。	■同左
	門・垣・塀	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	■板塀又は藁垣とする。 ■生垣等樹木を用いたものとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■同左
開発行為	駐車場	■同上	■茶系やグレー系等の落ち着きのある色を用いたり、やきものを用いたデザインとする。	■同左
	自動販売機	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。 (茶系や濃灰色等の落ち着いた色を用い、かつ、街並みの調和に配慮した位置に設置する。)	—	—
開発行為 土石の採取等※1	土地の形質の変更	■新たな土地の形質の変更は行わない。但し、やむを得ず変更し擁壁や法面が生じる場合は、周囲の自然景観や歴史的な趣との調和に十分配慮すること。 ■空地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう維持管理を行うこと。	—	—
	木竹の伐採・植栽	■地区の景観を支えている木竹は維持管理に極力努め、また、新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する樹種及び配置とすること。	—	—
	屋外広告物	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	■木又は木目調の建材もしくは布などで、歴史的な趣を演出するデザインとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■同左



瀬戸市景観計画

～豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち～



6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

歴史的または芸術的価値の高さにこだわるものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な建造物・樹木を、景観法に基づく景観重要建造物・樹木として指定します。

指定基準 (抜粋)	【建造物】
	■やきもの文化を強く印象付ける建造物 ■地域における歴史や文化を後世に伝える建造物
【樹木】	■樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
	■市民に広く愛され、親しまれている樹木
	■樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木

7 景観重要公共施設

本市の骨格となり、「やきものまち“せと”」を象徴する重要な景観である瀬戸川及び県道定光寺山脇線等の一部を景観重要公共施設として指定しました。

